

令和 5 年度洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会

委員等コメントの整理（第 3 回）

1. 区域選定における環境配慮手続の在り方について
2. 環境アセスメント等の設計手続の在り方について
3. 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等の在り方について
4. 選定された事業者による環境アセスメント手続の在り方について

- ・（資料 2 の p. 31 にて）「可能な場合には、環境アセスメントに係る各手続を前倒しで実施する」とあるが、現地調査についても可能な限り早期に開始するというニュアンスを表現してはどうか。[阿部委員]
- ・（新たな環境アセスメント制度においても、）アセスメントの設計書を提出・検討する前に現地調査を進めることを可とするという理解で良いか。[関島委員]
- ・（区域の中にもいくつか種類があり、）想定される事業対象区域、それを取り巻く促進区域や有望区域、さらにその外側に可能性のある区域などがあるが、どこまでの区域を対象として環境配慮を検討することになるのかを整理する必要がある。また、現地調査を実施する区域についても、有望区域のような狭い区域にて行うのか、もう少し外側も含めた区域にて行う想定なのか整理する必要がある。このような区域の考え方は費用負担にも影響し得ることからも、事前に考え方を整理しておくべきである。[田中委員]
- ・事業実施区域にて環境影響がどのくらいあるのかを評価するためには、事業実施区域や有望区域と、その外側の海域と比較する必要がある。ついては、ある程度広域的に調査を実施しておかなければ、環境影響が懸念される項目の選別・対応方針を決定する際に適切な検討ができないのではないかと。[田中委員]
- ・セントラル方式にて国が主導的な役割を担うということは、調査や利害調整・手続の遂行に税金を投入するということであり、一般住民や国民に対して説明ができる手続を踏む必要がある。特に環境影響については、次世代にも影響がある重要な手続であるため、透明性を高めるために公開の場をより早くより多く設けることが重要である。（資料 2 の p. 17 にて、）「利害関係者の調整上支障がない場合

には、経産省・国交省において判断して手続の透明性を高める」とあるが、「支障がない場合」というのは、どのような局面を想定しているのか。[勢一委員]

- ・国が主導で動くことで、事業者が色々な所でアセスメントを個別に実施している現状より効率性が高まると考える。[飯田委員]
- ・(資料2のp.25の脚注3に)「現地調査等の結果を踏まえ、風車の位置制約を加える」という記載があるが、促進区域を削るということはこの段階では行わないということで良いか。もし削ることも想定する場合、確保される発電容量が削減される可能性もあると思うが、その点は問題がないという理解なのか。[飯田委員]
- ・(資料2のp.17について、) 案件形成の段階の有望区域が公表される前の取り扱いで、公表して差し支えない場合は公表していくとなっており、手続の透明性を高めるという意味で一步前進した取り組みが明示化されたと理解している。なお、具体的な公表の方法について、資料p.17には、「案件形成の段階でどういった環境配慮が必要かというのをオープンにして透明化する」という方法と、「設計書の手続を有望区域の公表の前から行う」という方法の、2つの公表の仕方が記載されている。設計書の中に環境配慮の取り組みを含めて公表するという考え方と、どういった環境配慮が必要かというものと設計書を別々に公表するという考え方の、2つの公表の仕方を想定しているという理解で良いか。[錦澤委員]
- ・(資料2の)p.16で「重大な影響の回避・低減が図られない恐れがあつて、従つて区域に選定することが適切ではない部分が存在するといった場合には、有望区域からは当該部分が除外されるよう調整を行う」とあるが、これは有望区域や促進区域のような限られた海域の中での不適切な部分を取ろうとしているのか、あるいは広めの区域の中でのより不適切な部分を除外して、その残りの部分で有望区域および促進区域を選定していこうと考えているのか。また、環境省による区域選定の際の環境配慮手続等によって、選定された有望区域自体が不適切と判断されることもあり得ると思うが、今後の手続においても、そういった場合は有望区域より除外されるのか。[関島委員]
- ・(資料2の)p.20ページにて、確定した設計書案に関して、検討時に予見できてなかった事業変更があつた場合にはそれに修正を加えることができるとあり、新たな環境情報の取得がポイントになると考えるが、具体的にどういったものを想定しているのか。「取得」という表現をしているが、事業者が何か取得したということなのか、あるいは、別の関係者・有識者・利害関係者から何らかの環境情報の提示があつた場合等も含まれるのか。また、どの程度の新しい環境情報が出てくれば一度確定した設計書案が修正されるような場合になるのか。[北村委員]

- ・(資料2の p. 24 以降の現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定について、) p. 26 のフロー図を見ると、対応方針を決定するに当たって意見を聞く対象は有識者及び市民等となっている。この段階では自治体や経済産業省の意見は聞かないのか。[田中委員]
- ・(資料2の p. 18 について、)「文献調査あるいは簡易な手法による予測評価」を行い、案件形成に反映していくフローとなっているが、その際、環境省としては広域的に情報を集め、整理しておく必要があるのではないか。[田中委員]
- ・(資料2の) p. 17 の「有望区域から当該部分が除外される」とあるが、これは有望区域が公表された後に行って現地調査の結果、環境上の支障が判明した場合、有望区域から削られるという理解で良いか。[田中委員]
- ・現地調査について、有望区域内に限らず、もう少し広めの海域で行わなければ、実際に有望区域でどのような環境影響が出ているのか、あるいは出る恐れがあるかが確認できないため、調査区域の考え方を整理した方が良い。[田中委員]

5. 新たな環境アセスメント制度の適正かつ円滑な実施のため留意すべき事項

- ・(資料2の) p. 31 に「現行の再エネ海域利用法のスキームとは異なる案件形成がなされる場合(国自らが洋上風力発電事業が見込まれる区域を抽出する場合等)」とあるが、この国とは具体的にどこの省庁を指しているのか。[白山委員]
- ・(資料2の) p. 32 に「環境アセスの設計を検討する段階で、一般社団法人日本風力発電協会の協力を得て」とあるが、ある特定の団体名をここに記載するのは適切でないのではないか。[白山委員]
- ・(資料2の) p. 30 にある基本的な視点について、「計測結果を評価できるような指標作りの方法あるいはそのガイダンスの作成」が欠けていると考える。海中には、陸上の環境影響評価で用いられているような様々な基準値が殆どなく、これが予見可能性の難化、迅速化の妨げ、そして科学的知見の導入への大きな障害となっている。評価指標を作るには、専門家の知見が必要であるが、これまでは個別の海域に対して、個別の専門家にインタビューを行うという、非常に手間の掛かるやり方をしてきた。これはこれで重要な手続ではあるが、より上位的なところで環境省・国がきちんと保証したような形の指標あるいはガイダンスのようなものを設定し、それに従って環境影響評価を実施した上でデータを比較し、影響のありなしを判断するのが本来の意味での影響評価手続きであると考え。ついては、「②事業者の予見可能性の確保」と「③領海と EEZ は原則同様の仕組みとす

る」の間に「評価指標の策定あるいはガイダンスの作成」を入れるのが良いのではないか。[赤松委員]

- (資料2の p. 32 で、一般社団法人日本風力発電協会と特定の団体名が記載されている点について、) 具体的に協力をお願いする先として例示を挙げるのは良いと考えるが、一般社団法人日本風力発電協会に限らず、最新技術の動向について幅広く情報収集をすることが大事である。[勢一委員]
- 現行の再エネ海域利用法の手続き過程に環境アセスメントが追加されることに伴い、現行の手続きや運用が変わるということは当然あり得ると考えており、説明会の持ち方や現行の法定協議会の在り方についても、今後検討が必要になると考える。現行の法定協議会は環境のことは見ないメンバーになっているが、法定協議会にて促進区域を設定していくため、法定協議会の在り方や持ち方も検討する必要があると考える。については、現行の手続きのブラッシュアップも検討いただきたい。[勢一委員]
- (資料2の) p. 31 について、「海域における環境調査のための海洋人材」といった表現や「情報交流を行うサイエンスコミュニケーター等」といった表現があるが、洋上風力発電の環境アセスメントを適切に実施するための人材という意味であれば、環境アセスメントの各種設計書、文書等を作成する人材というのも重要であると考え。また、「海洋人材」については、上に「海域に関する海洋調査のための」とあるため、「海洋」の2文字は要らないのではないかと。加えて、「サイエンスコミュニケーター」とあるが、定着した用語なのか。そうでなければ、別の表現に変えた方が良いのではないかと。[中原委員]
- (資料2の) p. 32 で、一般社団法人日本風力発電協会という固有名詞が出てくることに違和感がある。「関連の業界団体、企業等」といった書き方が良いのではないかと。[中原委員]
- (資料2の) p. 30 の「②事業者の予見可能性の確保」について、事業者が適切に対応するためには、評価書が非常に重要になる。そのため、評価書には対応策も含めて記載し、その範囲で事業者は適切な環境配慮を実施するといった形に出来ると良いのではないかと。[飯田委員]
- (資料2の p. 32 で、一般社団法人日本風力発電協会と特定の団体名が記載されている点について、) 表現を「関連団体」とし、風力だけでなく、例えば鳥等の保護団体の関係者からも最新の知見を伺うようにすることが大事でないかと。[飯田委員]

- ・(資料2の) p.30の基本的な視点に関連して、自治体条例と新しいアセスメント制度の関係を整理する必要がある。特に、自治体条例ではモニタリングについてかなり具体的な規定を設けているため、関係性を整理しておいた方が良いのではないか。[田中委員]
- ・全体を通して、「最終段階の環境アセスメント」という表現と、「事業実施段階の環境アセスメント」という表現があるが、この2つは使い分けているものなのか。もし、同じことを指しているのであれば、「事業実施段階の環境アセスメント」に統一した方が良いのではないか。[田中委員]
- ・通常的环境影響評価法では法の下に、法文上の施行令があり、その下に環境アセスメントを適切に、かつ効果的に行うための基本的事項を定め、基本的事項の基に各省庁が、主務事業について技術的事項を定めるという流れになっている。洋上風力発電については、新しい仕組みであるため、法ではカバーできないところについて、基本的事項に相当するものを定める必要があるのではないかと考えるが、(資料2の p.31の)「洋上風力発電に係る環境アセスメントに関する技術的事項」の中にこういった考えが含まれているのか。またこの技術的事項が基本的事項の相当するものである場合には、基本的事項という表現を検討するのが良いのではないか。[田中委員]
- ・現行のアセスメントでは、経産省では環境審査顧問会で方法書や準備書、評価書等の審査を行った上で、また環境大臣意見を踏まえたうえで、経産大臣勧告を出していると思うが、(資料2の) p.33に記載されている新しい手続きの全体フローの中では、設計書案の公表のところの意見と、経産大臣勧告を出すところしか経産省が出てこない。については、経産省の関わりについて確認させていただきたい。[関島委員]

6. 環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れを踏まえた上で整理すべき論点等について (EEZにおける環境アセスメントのあり方について等)

- ・風車そのものはEEZに置かれるかもしれないが、最終的には領海内を海底ケーブルが通った上で陸上に電気が届くため、環境影響評価として、この海底ケーブルが通る領海内の地方自治体に関しては、何らかの関与が必要になってくるのではないか。[白山委員]
- ・浮体式であったとしても、EEZに風車が建てられる時に海底に何らかの構造物ができる。2030年までに30%の海域をOECM含め保護地域に設定すべく、2020年までに10%を達成するため、沖合深海域に海洋保護区をつくるための法律ができて

いるところ、海底の改変は重要な注意事項になってくるが、海洋保護区の法的な枠組みとの関わりはどのように整理されているのか。[白山委員]

- EEZの基本的な在り方について、領海内と同じ仕組みとする方針で特に問題はないと考える一方で、情報がほとんどないという点は、領海とは大きく異なる点かと思っている。今の手続きでは、有望区域の公表の前に、区域選定における環境配慮手続きとして、各種文献や専門家・地元へのヒアリング等で情報を収集してくると思うが、排他的経済水域についてそれほど情報があるとは考えられないため、基礎情報を充実させ、データベース化するという動きを連携して進めていくことが重要である。[阿部委員]
- (BBNJ協定が先日採択されたことを踏まえ、留意が必要な点として、) BBNJ協定自体は、基本的にEEZのさらに外側の国家管轄権外の区域に適用されるものではあるが、EEZの中で行われる活動の影響が国家管轄権外に及ぶ場合についても、環境アセスメントの実施義務を規定していることがある。この場合の実施義務のしきい値等は、EEZ内における国連海洋法条約の下と同様であるが、条約の下で設置されるクリアリングハウスメカニズムへの情報提供義務等が課せられていることがある。BBNJ協定自体、批准の検討もこれからであり、発効までも時間を要するものであるが、EEZにおける洋上風力発電事業が公海上へ影響するという場合が想定されるのであれば、将来的に対応が求められる可能性があるということは織り込んでおいた方が良いのではないか。[西本委員]
- BBNJ協定では、国連海洋法条約の下での環境アセスメントの実施義務と比べて、より詳しい規定が合意されている。これは基本的には国家管轄権外区域における活動に適用されるものであるが、海洋における活動について国際法上求められるアセスメントの内容として、今後定着する可能性が高いと考えられる。BBNJ協定の環境アセスメントの制度では、従来国連海洋法条約上求められていた環境アセスメントの実施義務を相当に具体化する要素が入っているため、留意が必要と考える。[西本委員]
- (資料3のp.8について、) 基本的に事業者に対して国が法的責任を負うものではないという点について趣旨は理解した。ただ、引き続き国には説明責任はあると考えるが、その点についてはどのように考えられているのか。[田中委員]
- 設計書は基本的には変更できないという建て付けになっているが、中には事業計画の諸元が確定しないと予見できない環境影響もあると思われる。設計書の変更は新しい環境情報の取得だけに限るのか。もう少しその点を柔軟にしておかなければ、事業者が設計書頼みになってしまい、事業計画の自由度や計画上の事業活動を縛ることになる可能性がある。[田中委員]

- EEZ で風車群が設置される際、最も考える必要があるのは、領海の内側と外側の EEZ にまたがってウインドファームが形成される場合である。そのような事業が展開される場合に、領海線の内側の領海の部分と外側の EEZ の部分とでは、適用される法制度が異なるということを避ける必要がある。領海線の内側と外側にまたがってウインドファームができた場合、自治体の制度が領海のところまでは適用され EEZ には適用されないという状況になるため、きちんとした整理をしておくことが重要である。[中原委員]
- 領海と EEZ で共通の制度的担保を行うこと及び既存の制度との整理、特に条例や自治体の利害との整理は必要であると考え。海底ケーブルが通る領海、陸揚げの地点、メンテナンスの拠点とも関係する可能性があるため、丁寧に論点を拾う必要がある。[勢一委員]
- UNCLOS の要請は国際的に非常に重要な要請であり、国家の義務として環境アセスメントをしっかりとやる必要がある。204 条・205 条で示されている内容はかなり重い対応が求められているが、このあたりを国として国際法上の責任が果たせるのかということも大きな論点になると考える。[勢一委員]
- 30by30 について、生物多様性国家戦略が閣議決定されているため、政府の責務として、環境影響の配慮というところと併せて、国の方でしっかりと議論をする必要がある。[勢一委員]
- (資料 3 の論点 2 について、) 現在の検討内容では、環境省がアセスメントを設計し、その内容は基本的には変えられず、それに基づいて事業者が評価書を作成するという流れとなっている。現状のフローでは、事業者が選定されてから評価書案を取りまとめしていく流れにおいて意見出しのプロセスがないため、新たな環境情報に基づいて追加調査が必要になるといった疑義を出す余地はないのではないか。[関島委員]
- (資料 3 の) 論点 2 の 2 点目について、「外部に委託する場合に、免責されないような契約上の留意」とあるが、過失等によって無限責任を負うとなると、委託先が実務上耐えられるのかということに留意した方が良い。故意または重過失、あるいは責任を負う場合の金額の範囲をある程度特定するような形にしなければ、受託できる事業者がなくなってしまう可能性がある。実務的な慣行に照らした対応が必要と考える。[北村委員]
- EEZ で事業をやる場合の環境アセスメントの内容については、国の裁量に任せられるということだが、(UNCLOS の) 条文を読むと、実施内容の報告と公表が義務であると読むことができる。いろいろな国の利用に供すべきであるということの

ため、恐らく日本語で書いたアセス図書をそのまま提出すれば済むという話ではないと考える。欧州ではEEZ内での開発は既に進んでいるということだが、どういったものが提出されているのかという情報を集めておくと良いと考える。[錦澤委員]

- ・(追加調査が必要となる場合について、) 事業者自身が実施される調査で新たな環境情報が出た場合及び評価書に対して何かコメントがあった場合に、追加調査をやらないといけない可能性があるということだが、どういった場合に追加調査が発生する可能性があるのか、もう少し明示した方が良いと考える。[北村委員]
- ・(追加調査について、) 全体の調査項目や、注意すべきことは設計の段階で出ており、事業者から細かい事業諸元が出てきた後に精査をし、そこで出てくる関連する項目が事業者の評価書のコメントと理解している。設計書の段階に戻るというよりは、事業諸元の細かくなってきたところでより追加的に精査する必要があるという理解で良いか。[飯田委員]
- ・全体を通して、本日の議論では「広いエリア」、「広めのエリア」、「広めの海域」という言葉が出てきた。今の検討の状況を見ると、最終的に促進区域として選ばれる所より少し広いエリアというようなニュアンスで使用されているような印象を受けるが、当協会が最初の検討会で示した「広いエリア」というのは、複数候補海域を包含する広いエリアという意味で使用した。[日本風力発電協会]
- ・事業の中の事後調査やモニタリングで影響の有無を判断するのは、海の生態系の場合においては容易ではない。かなり広い範囲でどういう状態にあるか、気候変動もある中で年々変動するという側面もあるため、過去の既存データだけではなく時々刻々変化するデータというのを、国がある程度押さえないと評価が難しくなるのではないか。[日本環境アセスメント協会]
- ・(現在検討されているフローでは) 事業者が直接自治体と対峙するのが評価書案の公表のタイミングとなるため、自治体の審議会の先生も含めて、セントラル方式の在り方、内容、あるいは洋上風力発電の特性に関して、国が持っている情報は共有した方がスムーズにことが進むと考える。[日本環境アセスメント協会]
- ・鳥や海の生物となると、沖合になるため、従来陸上風力では使用していないレーダーや水中音響、画像、カメラを用いた方法をこれから開発する必要がある。それを事業者にて実施するというのは、かなりまだ無理があるため、その辺はある程度国がデータを集めながら、使えるものにしていくということも一緒にやる必要がある。[日本環境アセスメント協会]

- ・洋上に関してはデータが不足しており、また不確実性が非常に高いため、国が責任を持ってデータを蓄積し、適地にきちんと風力発電を迅速に推進していくというのが理想的な姿である。特にモニタリングについては、知見の蓄積が全くされていない状態のため、ぜひ蓄積して前に進められればと思う。カーボンニュートラルと併せて、30by30も同時に進めていく視点を忘れないようにしていただきたい。[日本自然保護協会]
- ・有望区域の中で環境調査を行い、環境影響のありそうな場所、なさそうな場所を調べるということになっているが、本来であれば真っさらな状態から選んでいくのが諸外国でいわれているセントラル方式であると考えている。有望区域の指定後に調査する場合、有望区域の中と外で環境影響の有無や強弱を比較できれば良いが、そうではなく、有望区域の中だけで環境調査して影響に配慮しようとなると、それが定性的であっても、こういう生物、環境が存在したらその部分は除外するといった、予防原則に基づくような基準を設定する必要がある。[日本野鳥の会]
- ・有望区域の絞り込みを行う時に住民意見や有識者の意見などが実際にはどのように反映されるのかという点については、今回の資料では分からなかった。[日本野鳥の会]
- ・選定事業者が前倒し調査をするような案もフローの中にあっただが、現地調査を含め先行してアセス手続きや前倒し調査を行う事業者が損しないよう、または、何らかのインセンティブを与えないと、事前に前倒し調査をやる事業者がいないと考える。[日本野鳥の会]
- ・事前のデータ整理について、航空機を使った調査などを国の方で行いデータを収集・整理する必要がある。[日本野鳥の会]

※第3回検討会での発言について要約して記載した。(ただし、抜粋のみでは文意が伝わらない場合、()として補足を行った。)なお、参考資料3に、委員等から発言のあった意見、質問及びその回答について全文を掲載している。

以上